様式第３号D（転用目的以外の除外）

農用地利用計画変更調書

*※山林原野化、小集団化、非農地決定等による除外*

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 案件番号 |  |  | 変更区分 | 除 外 |  →　除　外 |
|  |

１　除外要因

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  荒廃農地化等による（原則全体見直しのみ） |  |  非農地決定による  (全体見直し・個別見直し） |

２　除外する土地の所在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在・地番 | 現況地目 | 現在の用途区分 | 面積（㎡） |
| *（例:○○市○○町○○1234番地　他○筆）**※まとまりのある農地ごとに作成する。*　*※「他○筆」とする場合は地番一覧（地目　　や面積等が分かるもの）を添付する。* |  |  |  |
|

※　現況地目欄は、「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」「農業用施設用地」「混牧林地」「山林」「原野」「その他」のいずれかを記入する。土地改良施設については「その他」で記入する。

３　検討結果

　(1)　当該土地が法定農用地（法第10条第３項第１号～第４号）ではないか。

　　※各項目のaに該当するものが法定農用地であるため**原則除外不可**。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①　除外する土地を含む農用地が10ha以上である。 |  | a. 該当する。　*→原則除外不可* |
|  | b. 該当しない。（非農地や農業用施設を含む） |
| ② 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地である。　　※経過年数や計画中・実施中に関わらず確認する。 |  | a. 規則第４条の３に規定する事業の実施区域（予定）内である。（国庫補助事業等） *→原則除外不可* |
|  | b. 県単事業の実施（予定）区域内である。 |
|  | c. 過去に土地改良事業等は実施されていない。 |
| ③　①aや②aに該当する土地の保全又は利用上必要な施設（土地改良施設）がある。 |  | a. 該当する。 *→原則除外不可* |
|  | b. 該当しない。 |
| ④　２ha以上又は①aや②aに該当する土地に隣接する農業用施設用地である。 |  | a. 該当する。 *→原則除外不可* |
|  | b. 該当しない。 |

　(2)　土地改良事業等との調整状況　(（1)②a又はbに該当する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地改良事業等・計画・実施中事業、県単独事業を含む。（市町村・県のNN部局に確認する）・完了後８年経過の有無に関係なく記載する。・完了年度については、完了公告を確認して記載する。（機能監視期間、事業繰越に留意）【調整内容】　NN部局等と調整（確認）を行う。・土地改良事業等に支障がないか。（２号要件関係）・土地改良施設の機能に支障がないか。（４号要件関係）　その他、受益地除外、補助金返還、財産処分等についての確認・連絡を行う。 | 事　業　名（事業主体） |  |
| 事業工事完了 | 年度（計画・実施中の事業は予定） |
| 調整状況等（市町村・県NN部局、施設管理者等） |  |
| 事　業　名（事業主体） | （ ） |
| 事業工事完了 | 年度（計画・実施中の事業は予定） |
| 調整状況等（市町村・県NN部局、施設管理者等） |  |
| 事　業　名（事業主体） | （ ） |
| 事業工事完了 | 年度（計画・実施中の事業は予定） |
| 調整状況等（市町村・県NN部局、施設管理者等） |  |

※　NN部局とは、農業農村整備事業（土地改良事業等）を担当する部署を指す。

(3) 交付金等

|  |  |
| --- | --- |
|  法 令 ・ 交 付 金 |  設 定 状 況 及 び 調 整 状 況 等 |
| ①農地中間管理事業の推進に関する法律（法第２条第５項） | 農地中間管理権 |  | 有（存続期間：　 年　 月～ 年 月） |  | 無 |
| 調整状況等 |  |
| ②農業経営基盤強化促進法 |
|  | 農用地利用集積計画関係 (法第18条） | 利用権設定等 |  | 有（権利の種類：　　　　）※予定含む |  | 無 |
| 調整状況等 |  |
| 農用地利用改善事業の特例関係(法第23条の２） | 農用地利用規程 |  | 有（有効期間： 年 　月～ 年　月） |  | 無 |
| 調整状況等 |  |
| ③多面的機能支払交付金 |  |  有(調整状況：　　　　　　　　　　　　 　　 ) |  | 無 |
| ④中山間地域等直接支払交付金 |  |  有(調整状況：　 　　　　　　　　　　 　　 ) |  | 無 |
| ⑤環境保全型農業直接支払交付金 |  |  有(調整状況：　　 　　　　　　　　　　 　 ) |  | 無 |
| ⑥その他（　　　　　　　 ） |  |  有(調整状況：　　　 　　　　　　　　　 　 ) |  | 無 |

(4)　地域の特性に即した農業の振興を図るために農業上の利用を確保することが必要ではないか。（法第10条第３項第５号、市町村整備計画マスタープラン）

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　件 | 検　　討　　結　　果 |
| ①　農業振興地域整備計画の達成のための一　体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 |  |
| ②　当該土地を除外しても、周辺の農業生産　に悪影響を及ぼすおそれがないこと。 |  |

 (5)　市町村の総合的判断

|  |
| --- |
|  |

４　添付資料

 (1) 位置図（複数案件がある場合はまとめて作成してもよい）

　(2) 農振図（農用地の集団性の確認できる広域図及び計画地周辺の詳細図）

　(3) 計画地及びその周辺の状況等がわかる字図、写真等

 (4) 農用地等として確保することが適当ではないと判断した書類

　　　・　非農地決定による除外は非農地証明又は非農地通知の写し等、非農地判断・決定が確認できる書類

　　　・　基礎調査の結果に基づく除外（全体見直し）は基礎調査資料

　　　・　その他参考となる資料（法定農用地を除外しようとする場合は必須）

※法定農用地であるにも関わらず除外しようとする場合は、農用地等として利用の活用ができないか十分に検討する必要があることに留意し、関係機関と協議した記録等を添付する。